

平成 22 年

# 第 2 回柳泉園組合議会定例会会議録

平成 22 年 5 月 28 日開会

柳泉園組合議会

## 平成22年第2回柳泉園組合議会定例会会議録目次

○議事日程 .....	1
○出席議員 .....	1
○関係者の出席 .....	1
○事務局・書記の出席 .....	2
○開 会 .....	2
・会期の決定 .....	2
・会議録署名議員の指名 .....	3
・諸般の報告 .....	3
・行政報告 .....	4
・議案第7号（上程、説明、質疑、討論、採決） .....	3 4
○閉 会 .....	3 6

平成22年第2回  
柳泉園組合議会定例会会議録

---

平成22年5月28日 開会

---

議事日程

- 1 会期の決定
- 2 会議録署名議員の指名
- 3 諸般の報告
- 4 行政報告
- 5 議案第7号 柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について

---

1 出席議員

- |           |          |
|-----------|----------|
| 1番 小山 慣一  | 2番 沢田 孝康 |
| 3番 上田 芳裕  | 4番 板垣 洋子 |
| 5番 保谷 清子  | 6番 鈴木 久幸 |
| 7番 森田 正英  | 8番 原 まさ子 |
| 9番 西上 ただし |          |

2 関係者の出席

- |             |       |
|-------------|-------|
| 管理者         | 馬場 一彦 |
| 副管理者        | 星野 繁  |
| 副管理者        | 坂口 光治 |
| 助 役         | 森田 浩  |
| 会計管理者       | 坂東 正樹 |
| 東久留米市環境部長   | 橋爪 和彦 |
| 清瀬市市民生活部長   | 金子 宗助 |
| 西東京市みどり環境部長 | 金谷 正夫 |

### 3 事務局・書記の出席

総務課長	新 井 謙 二
施設管理課長	中 村 清
技術課長	涌 井 敬 太
技術課主幹	大 場 俊 美
資源推進課長	佐 藤 元 昭
施設管理課長補佐	千 葉 善 一
技術課長補佐	鳥 居 茂 昭
書記	浜 野 和 也
書記	濱 田 伸 陽
書記	上 里 直 樹

---

午前 9時58分 開会

○議長（森田正英） 定足数に達しておりますので、ただいまより平成22年第2回柳泉園組合議会定例会を開会いたします。

地方自治法第121条の規定により、管理者を初め関係者の出席を求めています。

---

○議長（森田正英） 「日程第1、会期の決定」を議題といたします。

このことについて、5月19日に代表者会議が開催されておりますので、東久留米市の代表委員であります沢田孝康議員に報告を求めます。

○2番（沢田孝康） それでは、報告をさせていただきます。

去る5月19日（水曜日）、代表者会議が開催され、平成22年第2回柳泉園組合議会定例会について協議しておりますので、御報告申し上げます。

平成22年第2回柳泉園組合議会定例会の会期につきましては、5月28日、本日1日限りといたします。

また、本日の日程といたしましては、既にお手元に御配付のとおりでございます。

まず、「日程第3、諸般の報告」は、書面配付をもって報告といたします。

次に、「日程第4、行政報告」を行い、報告の終了後に質疑をお受けいたします。

次に、議案審議に入り、「日程第5、議案第7号、柳泉園組合職員の給与に関する条例

の一部を改正する条例の専決処分について」を上程し、採決いたします。

以上で本日本日予定された日程がすべて終了となり、第2回定例会を閉会いたします。

なお、平成22年度柳泉園組合行政視察の日程につきましては、10月22日（金曜日）ということで代表者会議におきまして決定しております。視察場所につきましては、東京都大田区城南島にあります民間の建設混合廃棄物リサイクル施設であります株式会社リサイクル・ピア及び廃情報機器類リサイクル施設であります株式会社フューチャー・エコロジー、以上2施設を予定しております。詳細につきましては、次回、第3回定例会におきまして御報告いたします。

以上が代表者会議の決定事項でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（森田正英） 報告は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田正英） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。今定例会の会期は、代表委員の報告のとおり本日1日とし、日程表のとおりといたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田正英） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日とし、日程表のとおりとすることに決しました。

---

○議長（森田正英） 「日程第2、会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第92条の規定により、議長において次の2名を指名いたします。

第5番、保谷清子議員、第6番、鈴木久幸議員、以上のお二方をお願いいたします。

---

○議長（森田正英） 「日程第3、諸般の報告」を行います。

諸般の報告に関しては、お手元に御配付いたしております書類に記載のとおりでございます。よろしくお願い申し上げます。

ここで管理者より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

○管理者（馬場一彦） 本日は、平成22年柳泉園組合議会第2回定例会の開催に当たりまして、ただいま議長のお許しをいただきましたので、一言ごあいさつ申し上げます。

たきます。

各市とも第2回定例会開催を控えまして、お忙しい中、議員の皆様におかれましては、本日の柳泉園組合の定例会に御出席いただきまして、厚く御礼申し上げます。本日の定例会につきましては、行政報告の中で2月から4月までの主な事務事業について御報告申し上げさせていただきたいと考えております。また、議案に関しましてですが、本日御提案申し上げます議案は1件でございます。御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上、簡単ではありますが、第2回定例会の開会に当たりまして、ごあいさつとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

---

○議長（森田正英） 続きまして、「日程第4、行政報告」を行います。

○助役（森田浩） 行政報告の前に、西東京市におきまして、人事異動が行われておりますので御紹介させていただきます。

まず部長がかわっております。今まで名古屋部長でございましたが、今度、みどり環境部長の金谷正夫部長でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、行政報告をさせていただきます。今回の行政報告につきましては、平成22年2月から4月までの3カ月間の柳泉園組合における事業運営等についての御報告でございます。

初めに、1ページでございますが、総務関係でございます。1の庶務についてでございます。2月2日に管理者会議を開催し、協議の結果、馬場一彦東久留米市長が新しい管理者に就任されております。

また、2月10日に関係市で構成する事務連絡協議会、また15日に管理者会議を開催し、平成22年第1回柳泉園組合議会定例会の議事日程案等について協議いたしました。

次に、2の見学者についてでございますが、今期は3件、20人の見学者がございました。小学校における社会科見学はございませんでした。

次に、3のホームページについてでございます。表2の記載のとおりでございますので、御参照いただきたいと思います。

続きまして、2ページの4、ごみ処理手数料の徴収状況でございます。表3に記載のとおりでございます。これも御参照いただきたいと思います。

次に、5の監査についてでございますが、両監査委員におきまして、2月26日に例月

出納検査が行われております。

次に、6の契約の状況でございますが、今期は5件の工事請負契約及び14件の委託契約を行っております。詳細につきましては、行政報告資料に記載のとおりでございますので、御参照いただきたいと思います。

続きまして、3ページのごみ処理施設関係でございます。初めに、1のごみ及び資源物の搬入状況でございます。今期の構成市のごみの総搬入量は、3ページの表4-1に記載のとおり1万7,075トンで、これは昨年同期と比較し、474トン、2.7%減少しております。内訳では、可燃ごみにつきましては、表4-2のとおり1万5,220トンで、これは昨年同期と比較し、483トン、3.1%の減少、不燃ごみ等につきましては、表4-3のとおり、不燃ごみが1,697トン、表4-4のとおり、粗大ごみは127トンで昨年同期と比較し、9トン、0.5%の増加となっております。なお、構成市別、月別の各ごみ搬入量の内訳といたしましては、3ページの表4-1から5ページの表4-4に記載のとおりでございます。

次に、表4-5でございます。1人1日当たりのごみの原単位を表示してございますので、御参照いただきたいと思います。

続きまして、6ページでございます。表5-1及び表5-2につきましては、蛍光管等有害ごみの搬入状況を表にまとめたものでございます。御参照いただきたいと思います。

次に、表5-3の動物死体の搬入状況を表にまとめたものでございます。御参照いただきたいと思います。

続きまして、7ページをお願いいたします。表6でございますが、缶等の資源物の搬入量をまとめたものでございまして、今期の総搬入量は1,978トンで、昨年同期と比較し1トン、0.1%増加しております。

次に、2の施設の稼働状況でございます。まず、柳泉園クリーンポートの状況でございますが、1月から実施しておりました3号炉の定期点検整備補修が3月に完了し、その後施設は順調に稼働しております。また、周辺自治会の方の立ち会いをいただきまして、4月22日に排ガス中のダイオキシン類測定を実施いたしております。

続きまして、8ページでございます。表7、柳泉園クリーンポート処理状況でございます。クリーンポートで焼却している可燃物等の焼却量は1万6,791トンで、昨年同期と比較し360トン、2.1%減少しております。

次に、表8から表10でございますが、ばい煙、ダイオキシン類及び下水道放流水の各

種測定結果等を記載してございます。それぞれ排出排除基準に適合いたしております。

続きまして10ページ、(2)不燃・粗大ごみ処理施設の稼動状況でございます。記載のとおり2月に定期点検整備補修(その3)及び昨年7月7日に発生いたしました爆発事故に伴います復旧補修を実施いたしております。また、3月には破砕機バグフィルター清掃等関係機器の点検を実施しております。現在、施設は順調に稼動しております。なお、7月7日に発生いたしました爆発事故の復旧費用につきましては、賠償保険の請求をさせていただいておりましたが、その結果、復旧費用全額を保険で賄う旨の決定文書を保険機関よりいただいているところでございます。

次に、表11の粗大ごみ処理施設処理状況でございます。不燃・粗大ごみの処理量は、1,825トンで、昨年同期と比較し9トン、0.5%増加しております。

続きまして11ページ、(3)リサイクルセンターにつきましては、2月にコンベヤベルト交換補修、定期点検整備補修(その2)、3月には電気設備保守点検を実施しており、施設は順調に稼動しております。

資源化の状況につきましては、表12に記載のとおりでございます。昨年同期と比較し、1トンの増加となっております。

次に、3の最終処分場についてでございます。引き続き東京たま広域資源循環組合エコセメント化施設に全量を搬出しており、今期は2,458トンで、これは昨年同期と比較し231トン増加しております。搬出状況は表13に記載のとおりでございます。

続きまして、4の不燃物再利用状況についてでございます。不燃・粗大ごみ処理施設及びリサイクルセンターで発生いたしました不燃物、くずガラス等につきましては、埋立処分をせずにRPFや路盤材として再利用を引き続き行っております。再利用の状況につきましては、表14に記載のとおりでございます。

続きまして、13ページを御参照いただきたいと思います。し尿処理施設関係でございます。今期のし尿の総搬入量は524キロリットルで、昨年同期と比較し、22キロリットル、4.1%の減少となっております。表15-1から表15-4に搬入状況の詳細を記載してございますので参照していただきたいと思います。

続きまして、14ページの2の施設の状況でございます。今期は2月に受水槽の清掃、3月に排気ファン定期点検等関係機器の補修を実施しており、現在順調に稼動しております。

次に、表16でございます。し尿処理施設における下水道放流水測定結果でございます。



それぞれ排除基準に適合いたしてございます。

続きまして、16ページの施設管理関係でございます。各施設の利用状況を昨年同期と比較いたしますと、野球場で7.4%の減、テニスコート36.1%の減、屋内プールが35.9%の増、浴場施設が1.8%の増となっております。詳細につきましては表17-1及び表17-2に記載のとおりでございます。また、各施設の使用料の収入状況につきましては、17ページの表18に記載のとおりでございます。

次に、(3)施設の管理状況でございます。屋内プール及び浴場施設の水質測定結果を表19及び18ページの表20に記載してございます。それぞれ測定結果の数値につきましては基準に適合いたしてございます。

最後でございますが、2点ほど報告させていただきます。

1点目は、小金井市のごみ処理広域支援の経過等でございますが、去る4月27日に、小金井の担当者が柳泉園組合にお見えになり、その後の経過等について御報告を受けました。その内容でございますが、平成22年4月からの小金井市の可燃ごみの処理につきましては、年間処理量約1万4,000トンになるわけでございますが、この1万4,000トンに対しまして、現在、1万トンのごみ処理支援の協力をいただいておりますということをお話しされました。その1万トンの内訳でございますが、多摩川衛生組合が6,000トン、昭島市、八王子市が各2,000トンずつを協力いただくということにお話になっているということでございます。残りの4,000トンの処理につきましては、現在、国分寺市に支援をお願いすることで協議を重ねているというお話でございました。また、小金井市として新ごみ処理施設の建設場所を二枚橋の焼却場用地に決定したということでございますが、現時点におきましては、この跡地利用の決定について、関係市、調布市、府中市の理解はいただいていない。今後ともその理解をいただくべく努力をしていくということでございました。

2点目でございますが、東村山市からの可燃ごみ処理の広域支援要請についてであります。現在、東村山市のごみ処理施設として稼動しております秋水園の施設が老朽化したため、その延命化を図るため、東村山市としては、22年、23年度の2カ年でこの施設の大規模改修の計画を立てているとのことでございます。この改修期間中、ごみ処理の支援を柳泉園にお願いしたいとお話でございました。支援の内容、これはまだ現在予定でございますが、可燃ごみの搬入、支援の搬入量でございますが、22年度におきましては9日間で780トンの支援、23年度におきましては4日間で231トンの支援、合計13

日間で1,011トンのごみ処理の広域支援をお願いしたいとお話でございました。具体的には平成22年9月の東村山市議会定例会に請負契約の議案を提案する予定であるとのことですので、その時点で改めて正式に広域支援要請を柳泉園、また2ブロックのほうにさせていただきたいと、その旨は御協力方よろしくお願ひしたいというお話でございました。

以上、簡単でございますが、行政報告とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（森田正英） 以上で行政報告が終わりました。

これより行政報告に対する質疑をお受けいたします。

○3番（上田芳裕） 何点か質問させていただきたいと思います。

まず1点は、3ページのごみ処理施設関係の報告ですけれども、ごみ及び資源物の搬入状況が昨年度に比べると低くなっていると、こういうことであります。そこで、恐らく景気の問題等もあるんだろうと思うんですけれども、なぜ昨年度に比べると減少してきているのかということをお尋ねしたいということが1つ。

それから、いわゆる中間処理施設である柳泉園組合の損益分岐点という言い方が正しいかどうかわかりませんが、少なくともこの事業を運営するに当たっての適切な搬入状況、搬入量というのはどのくらいに設定しているのか。もしわかればお尋ねしたい、これがまず1点の質問であります。

まとめて質問しますけれども、もう一つは、6ページの動物死体搬入量の件に関係しての質問でありますけれども、現在、高齢化社会ということもあって、動物をお飼ひになる家庭がふえているということは、子供の人口に比べて動物のほうが多いということもあるんですけれども、それはそれとして、いわゆる動物が死んだときの処理の問題でありますけれども、ペットセレモニーとか何とかという名前で動物を葬儀社が扱う傾向があるようですが、柳泉園組合に関係し、3市にあっては、動物の死体というのは直接持ち込み、あるいはどういうふうを持ち込むのかよくわかりませんが、柳泉園組合のほうで処理をするということに理解してよろしいのかどうか。いや、きちんと業者を通じていないと困りますよということなのか、あるいは先ほど言いましたようにペットセレモニーのほうで処理を今後お願ひしたいという方向なのか、その辺のポリシーがどうなっているのか、少し確認をしておきたいと思いました。

それともう一つ、先ほどの東村山の秋水園の問題でありますけれども、報告は報告とし

てわかりました。私もかつて西東京市の問題が起きたときに東村山市を入れたらどうかと言った手前もありますので、そういうことも伝わったかどうかわかりませんが、多分そういう話になったのかどうかわかりませんが、大規模改修ですから、それはそれとして理解できないわけではありませんけれども、ただ、柳泉園の設立の歴史の中で、あるいは今までの歴史の中で、東村山市との問題というのは解決しているのかどうなのか、言っている意味わかりますね。その辺を含めて、今後どういうふうに整理していくのか。あるいは、過去は過去として、それはそれでいいんですよということなのかどうなのか。まず管理者側の考え方をお聞きしたいと、そのように思っております。それが3点目です。

4点目、御案内のように廃棄物処理法が改正になります。なりましたと言うべきなのかな、今国会で成立すると思いますが、民主党案で多分可決、可決したのかな、少しわかりませんが、廃棄物処理法の改正案の内容については、ここで述べるつもりは全くありませんけれども、その中で、一般廃棄物処理業に対する内容が、第7条から述べられております。この中で、第8条の3になるんですけれども、一般廃棄物処理施設の維持管理等という項目であります、インターネットの利用、その他の適切な方法により、公表しなければならないという項目があるんですね。この辺は、当該施設は該当するのかどうなのか。あるいは該当しなければ、もちろんそれはそれでいいんですけれども、するとなったときに、現在のインターネットの公表状況に付加する必要があるのかどうなのか、その辺についてお尋ねしたいと思います。

○技術課長（涌井敬太） まず1点目のごみ搬入量の減の理由でございますが、あまり大きな減ではない。2%くらいですね、可燃ごみです。施策の変更というのはございませんので、恐らく景気が低迷しているということが大きな原因ではないかというふうに推測しております。

それから2点目の適切な処理量、規模等です。クリーンポートにつきましては、当初この施設を計画したときの規模の算定の仕方、1日当たり210トンが適正な施設の規模ということで設定しております。現在、それにほぼ近い状態、若干少な目になっております。ですので、ほぼ適正な量になってきたというふうに理解しているところでございます。

それから、廃掃法の改正の関係です。こちらにつきましては、主に民間でやっていた一般廃棄物処理の施設に対する公表というふうに私どもとしては理解しております。柳泉園組合といたしましては、4年くらい前ですかね、環境報告書という書式で、国からの指導で、東京都経由で三多摩地域全体で書式を合わせまして、ごみ処理施設の維持

管理状況等の報告を既にインターネットでさせていただいております。恐らくそれに類するものを民間の施設も適切にこなさいよという法改正であったというふうに理解しております。柳泉園のほうでは、現在、既にそのような形で実施されております。

○資源推進課長（佐藤元昭） 動物死体の関係ですけれども、これは、各市が柳泉園組合に搬入してきたものを柳泉園組合が処理してくれるところに委託して出しているという状況でございます。そういう回答でよろしいでしょうか。

○技術課長（涌井敬太） 動物死体の関係でございます。少し補足させていただきます。本来、動物の死体は、廃掃法でいきますと一般廃棄物という扱いになるわけでございますが、柳泉園組合としましては、構成市と協議した中で、従来からごみという扱いはせずに、いわゆるペットでございますので、生きているときはかわいいわけですから、亡くなったときはそれなりに適切に処理していただければということで、それぞれ個人で適切な処理をお願いしているというのが現状でございます。行政報告に記載されております動物死体というのは、いわゆる道路上でひかれた等で亡くなっている動物死体、これは処理する場所がございませんので、そういったものを市で集めまして、柳泉園組合のほうに搬入されております。これは、その昔は構内に埋めていたんですが、適切ではないということで、現在は、慈恵院で火葬、埋葬の処理をさせていただいているという数でございます。

○助役（森田浩） 東村山市との関係で理事者のほうにお聞きでございますが、調整はまだしてございませんので、申しわけございませんが、私のわかる範囲で御答弁させていただきたいんですけれども、東村山市と柳泉園構成市3市との関係の中で、東村山市が加入をするというお話が過去あったということはいろいろ書類で見させていただきました。大変申しわけございませんが、あまり詳しい内容は承知してございません。したがって、それが何をもち解決したのかと等、詳しいことは私、ここで御答弁できませんが、今回の広域支援につきましては、その件とは別の考えで、それを切り離した中で、三多摩の広域支援要綱に基づいて東村山市から可燃ごみの処理要請があり、適正な支援要綱に基づく支援であるので、柳泉園としては第二ブロック等の関係はございますが、今後支援を受ける形で議会、または周辺の自治会の方々と調整をさせていただく用意があるということで、東村山市からお話をお伺いしたときに、そのような形で調整はさせていただいているということでございます。答弁にならなくて大変申しわけございませんが、このくらいしか私は認識していないのが現状でございます。

○3番（上田芳裕） 景気低迷により減少しているであろうということを前提に考えた場

合に、1日210トンが適切だということでもあります。そういうことであれば、1日210トン、現状の中で中間処理施設である柳泉園組合を今後どういう形で運営していくのかということをし、経営的な視点から考えていく必要がこれからは出てくるのではないのかなということが1つであります。

それともう一つは、環境の問題については、昨今非常に厳しくなってきたことは御存じのとおりでありますけれども、そういう中でリサイクルに力が入ってくるであろうと。そうすると、リサイクルというのはお金がかかりますので、そういったことも含めて、中間処理施設である柳泉園組合が今後どうあるべきなのかということは長期的な展望で考えていく必要があるのではないのかなという思いもしましたものですから質問させていただきました。ありがとうございます。

それと動物の件であります、内容はわかりました。この数値、内容はわかりましたけれども、基本的には、ペットですので、各市まだだというお話のようでもありますけれども、御自分できちんと処理をしてくださいということが結論だということによろしいんでしょうかね、ペットに関しては。ですから、葬儀屋さん等々が新しいビジネスとして出てきたんだろと思いますが、この辺についてももう一回確認をさせていただきたいと思えます。

それから廃掃法の関係については大体わかりました。それはそれで了解しました。

それと東村山市の秋水園の関係でありますけれども、要請を受けたことに対してどう対応していくかということはわかりましたけれども、それに付随する問題としてどうなのかなということが若干心配だったから聞いたわけでもありますけれども、これはまたよく協議をしていただいて、困っているときに助けないという方法はもちろんないんですけども、そういったことも含めて、理事者間で調整も含めて、また別な機会にお尋ねしたいと思いますので、私の質問は終わりますけれども、ペットの件だけもう一回確認をさせていただきたいと思えます。

○資源推進課長（佐藤元昭） ペットの件ですけれども、上田議員がおっしゃるとおりで、基本は、やはり飼い主さんが適正な処理をしていただくと。路上で死んでいる動物、それをうちのほうで処理しているという現状でございます。

○議長（森田正英） ほかに質疑ございますか。

○8番（原まさ子） 6ページの蛍光管の処理に関連して伺います。今、LEDのものがすごくふえてきていて、省エネを考える上で、例えばこの部屋も全部LEDにしますと

蛍光管をたくさん処理してほしいということが出てくるのではないかと考えています。そういうことをどのように考えているのかということと、それからLEDそのものはどういう処理をしていくものなのかということです。蛍光灯は危険なものとして扱って、それを処理してくれる専門のところに行きますけれども、LEDはすごく長くもつものだというふうに言われていますが、それが廃棄物として出てくるのは今後の問題だと思いますけれども、それにはどのような対応が求められていくものなのかということをお聞かせください。

それから11ページの二ツ塚の処分場に持って行っている焼却灰ですよね、私、よくわからないのは、ごみの量が減っているのになぜ灰がふえるのかというところの説明をいただきたいと思います。

それから契約に関して何点かお尋ねします。

今回初めて指名競争見積、初めてではないんです、きっと。だけれども、気がついたというか、ここに説明があって、年度開始前の入札行為は行えないため、入札書を見積書に替え、入札と同様の方法により実施というふうに書いてあります。そのことはわかりますけれども、見積もりの日が3月23日で、指名競争入札で入札をした日が3月9日というのがあるんですけれども、これは会計の年度が違うということではないです。そこが、申しわけないんですが、わからないので、その点を教えていただきたいと思います。

それからもう一点、随意契約の10、11、12で示されているところですが、20年に契約をして、大過なく事務を遂行してきたので随意契約にするんだという趣旨が書かれています。もちろん大過なくやってきたから継続するのはいいのかもしれませんが、それが随意契約にしているという理由の根拠といえますか、そういうことであれば、一たん受けた人は、実績があれば宮々という形で入札をしていけるという状況が生まれないのかという疑問がありますのでお答えいただきたいと思います。

○資源推進課長（佐藤元昭） 廃蛍光管の処理ですけれども、これはやはり水銀、有害なものが入っていますから、適切に処理しなければならないということで、柳泉園組合で別に処理して委託しています。LEDですけれども、今のところ、成分等有害なものが入っているかどうか自分は把握していないんですけれども、白熱灯であれば不燃ごみで出してもらっています。ですから、LEDも有害な物質が入っていないのであれば不燃ごみとして扱うことになると思います。その辺はまだ出たばかりなので、自分も勉強不足ですけれども、勉強しまして、どういうふうに関後対応していくのか考えさせていただければと思います。

○技術課長（涌井敬太） 焼却灰の量の件でございます。表7のクリーンポート処理状況をごらんいただきたいんですが、そこに記載してあります可燃ごみの量は、計量棟で計量した搬入量でございます。この搬入された可燃ごみは、ごみピットに一時貯留をいたしまして、その後クリーンポートで焼却をしております。実際の処理量と搬入量の時間的な差が出まして、2月から4月の3カ月間の表7の処理量に対する表13の焼却残渣の比較では、今期は14.6%、前年度同期は13%でございます。ただし、1年間で比較をいたしますと、平成19年度は12.5%、平成20年度は12.1%、平成21年度は12.5%でございますので、1年間で見ただけであれば大きな差はないというふうに御理解いただければと思います。期間が短いとピットにたまっている量が増減するものですから、焼却した量と灰の量との差が出てきてしまうので、そういうふうに御理解いただければありがたいです。よろしくお願いいたします。

○総務課長（新井謙二） 契約方法の件でございます。契約資料の2ページでございますけれども、その枠の下に記載しております指名競争見積ということでございますが、会計年度独立の原則によりまして、年度開始前の入札をすることはできないという規定になってございます。こちらにつきましては、単年度の契約でございますので、年度開始前には入札ができませんので、入札と同じような行為、入札書のかわりに見積書という形をとっております。やっていることについては入札と全く同じ行為なんですけれども、先ほど申したように会計年度独立の原則によりまして、年度開始前にはできないということです。そういったことですので、こういった形でうちはやっていますよということで表記させていただいております。

もう一つのですね、3月9日に入札をしたということでございます。こちらにつきましては、長期継続契約ですと条例が制定されておりますので、複数年度において契約することができるとなっておりますので、こちらにつきましては年度開始前であっても入札行為ができるということでございます。

○資源推進課長（佐藤元昭） 契約の関係、ページでいうと10、11、12の随意契約の関係ですけれども、10ページの運転業務委託（びん類）は、過去の柳泉園の契約といたしまして、入札したら、その後2年間は仕様の変更、委託料の変更がなければ随意契約できるという形で行ってましたので、びん類に関しては随意契約で22年度も行うということでございます。11ページと12ページに関しましても、理由は同じなんですけれども、今、お話があった長期継続契約ができることになりましたので、粗大ごみ処理施設

運転業務と手選別業務は9月いっぱいまでの随意契約といたしまして、2つの業務を1つにいたしまして長期継続契約ということで入札を行っています。それが18ページにあります運転業務委託（粗大ごみ処理施設）でございます。これが11、12ページの運転業務委託と手選別を1つにした契約で長期継続としてことし契約しております。

○8番（原まさ子） LEDのことについては、私もどういう組成のものとかというのはあまり存じておりませんでしたので、そういう問題も、今後危険物として扱うのであれば、蛍光管と同じように柳泉園で何か対応する必要があるのかなというふうに思っておりました。恐らく普及してくるものでしょうし、そのときにはたくさんの蛍光管が廃棄になるという可能性もあるので、また今後の推移を見ていきたいと思ひますし、何か情報がありましたら教えていただきたいと思ひます。

それから、ごみの搬入量と焼却灰の問題については、一定理解できるんですけども、このところ焼却するごみは減っているという報告をずっと受けているイメージが私の中にあるんですね。そうすると、ではなぜ灰がふえるのかなという、よくわからないというのはそこです。1年にならしても、それでもふえているわけです。そういう説明だったと今伺いましたが、間違っていたら訂正してください。どうしてそんなに灰だけ出るのという感じを、もう一度説明をお願いします。

それから、契約に関しては本当によくわからなくて申しわけないです。随意契約と言っているのに、2ページについて言うと指名競争見積という言葉がついていて、随意契約なら、こんな指名競争入札みたいなこと、普通しないでしょうというふうに思っているわけです、非常に単純に。だけれども、このケースは、随意契約と言いながらも指名競争見積をして、それで業者を選定しているということですし、全くそうではないところも、それは専門性があるところだからここに決まっているという随意契約もあるわけですけども、よくわからないということです。

それから、長期のものについては、年度をまたいで何年もというものについては、年度の前であっても指名競争入札ができる仕組みがあるということは、再確認いたしました。11、12は、一たんこのような随意契約という形で表記されながら、それ以降のものについては18ページでしたか、25年9月30日までは長期契約をした、そのほうが、経費が安くて済むんだという説明だったと思ひますが、もう少しわかりやすい説明をつけておいてくれないですかねという個人的な気持ちも含めて、再度何か御説明いただければありがたいです。



○技術課長（涌井敬太） 焼却灰の件でございます。早口で申しわけございません。1年間の比較のところですが、平成19年度では12.5%でございます。平成20年度では12.1%、平成21年度では12.5%ですから、増減はありますが、誤差の範囲くらいかなと、小数点以下のところでございますので。これが15とか16とか20になりますと、御指摘のとおり、我々も何でと思うところでございますが、大変申しわけございません。この程度でございますので、そういう御理解をいただければ。

○総務課長（新井謙二） 2ページの表下の件でございます。指名競争見積ということですが、契約方法といたしましては、議員おっしゃるとおり随意契約になります。ただ、ほかの随意契約と違っているものですから、入札と全く同じことを行っているということはこちら側としては言いたかったものですから、こういった形で指名競争見積という方法で記載させていただきました。本来であれば、随意契約と書くべきところだと思いますけれども。

○資源推進課長（佐藤元昭） 説明が悪くて申しわけございません。

18ページの長期継続契約は、2つのものを1つにして、特殊な車両が必要なものですから、納期に時間がかかるということで、その間、今まで契約していた業者、9月いっぱいまで契約をさせていただいて、その間に車両を用意していただいて、10月1日から新しい業者になるというため、10月1日からの委託になってしまうということです。

○8番（原まさ子） 今、技術課長から御説明いただいた部分は、持ち込み量の十二・何%かが焼却残渣なんだという説明だったんですよね。そういうことですよね。（「1年間で焼却する量に対する」と呼ぶ者あり）出た灰の量がということです。（「議長を通してやってよ、ちゃんと」と呼ぶ者あり）失礼しました。

1年間に持ち込まれた焼却したものの量の12.5とか12.1とかというのが焼却残渣として二ツ塚に持って行っていますという説明だということで理解してよろしいんでしょうか。そうであれば、年間を通せば焼却灰の増減はそれほどない。ほぼ一定なんだという御説明というふうに聞いてよいということでしょうか。

それから、契約のところは私のわからないところですけども、例えば2ページでいうと、本来であれば随意契約は何社もが入って契約に至るというものではないというふうに理解しています。だけれども、1回目、2回目で、最後交渉して、それで随意契約、最後に交渉したから随意契約になったのか、当初は指名競争見積という形でやったんだけども、最終的にこちらの条件も多少加味してやってよというところがあったから随意契約に

なったということでもいいのか、お尋ねして終わります。

○技術課長（涌井敬太） 御指摘のとおりでございます。年度の灰の率というのは、ごみを焼却した全体の量に対して灰が何パーセントあったか、要するに広域処分場にエコセメントとして搬入した量が何トンあったかの比率というふうに御理解いただければありがたいです。

○総務課長（新井謙二） 何回も申しわけございません。

随意契約におきましては、特命随意契約ということがございます。それに関しましては、その業者しかできないので特命にしますということ。あと金額が低い、130万円未満の工事におきましては随意契約になりまして、それにつきましては見積合わせを行います。それと、あと随意契約の中には、先ほどから申しておりました指名競争見積、本来であれば指名競争見積という言葉はないんですが、入札と全く同じ方法で行っていますということでこういった表記にさせていただいたということでございます。

あともう一つでございますけれども、指名競争を1回、2回、3回目まで行うことができるんですが、3回目で落札業者がない場合については交渉を行うことがございます。そのときには随意契約という表記になります。随意契約という表記におきましては、下に書いてある指名競争見積の方法で行ったんですが、3回目の交渉で落札者が決まりましたので随意契約という表記でございます。これにつきましては、大変紛らわしいものでございますので、今後におきましては統一してまいりたいと思います。

○議長（森田正英） それでは、ほかに質疑。

○4番（板垣洋子） 質問させていただきます。

まず、先ほどの原議員の質問に続いてなんですけれども、今回御報告がある中での長期継続契約に当たるものはどれなのかをまずお示してください。以前にも、私、わかりにくいので、長期継続契約の条例が決まった後に、そのように書いていただくとありがたいというふうに言ったと思うんですけれども、それをまず1点。

それから、ホームページでの公表、さっき上田議員からも質疑がありましたけれども、ダイオキシン類とか、そういう調査結果は、割と近々のものが公表されているのかなと思うんですけれども、ごみ処理量については、ホームページでは平成19年度のものしか出ていないようなので、もう決算も済みましたので、そのあたりのホームページの公表については、管理者においてもできる限り開かれた情報公開をやっていく柳泉園だということをおいさつの中で述べられておりますので、このあたりは今後どういうふうに積極的に

やっていくのか、現状、どのようなタイムスケジュールの中で公表されているのか、そのあたりを教えてください。

それから契約に関してですけれども、幾つか辞退という形で業者を決めざるを得ないような状況があるんですけれども、この間もなかなか業者を決めるのがなかなか厳しい状況の中でされてきていたと思うんですけれども、今年度そういうふうな業者がないような、なかなか厳しい状況に対してどのような対策をとられているのか、検討されているのか教えてください。

○総務課長（新井謙二） 1点目の長期継続契約としてうちのほうで検討しているものですが、まず1つ目としましては、21年度の契約件名で申し上げますと、施設総合管理業務委託というのがございます。こちらにつきましては、クリーンポートの工場棟及び庁舎の清掃委託、それから厚生施設の管理運営業務委託、こちらにつきましては21年度までは一本でございましたが、22年度におきましては切り離しました。その結果、庁舎管理業務委託につきましては、今年度7ページに記載しておりますとおり長期継続契約を結んでおります。

もう一つ、交通整理委託というのがございます。こちらのほうも検討した結果、今年度におきまして長期継続契約として締結します。13ページに記載しております。

あと、運転業務委託の中としましては、粗大ごみ処理施設と手選別作業委託がございました。これは先ほどの説明のとおり一本化いたしまして、これにつきましては18ページに記載しております。こちらは長期継続契約でございます。

それから運転業務委託（し尿処理施設）がございます。こちらにつきましても今年度長期継続契約を結んでございます。6ページでございます。

以上の結果、今年度におきましては4件について長期継続契約を締結いたしました。

○管理者（馬場一彦） 今の長期継続契約、わかりやすく表記していただきたいということだったと思うんですけれども、上の部分に件名を書いておりますので、そちらのほうを御参照いただければというふうに思っております。

2点目のホームページの公表については、今、御指摘いただきましたので、なるべく早くアップするようにさせていただきたいと考えております。申しわけございませんでした。

○総務課長（新井謙二） もう一点でございます。指名業者の辞退の件でございます。これにつきましては、業者によっていろいろ辞退の理由があるんですが、まず入札当日、札を入れるときに辞退という業者がいます。こちらにつきましては、辞退の理由はわからな

いんですが、あと事前に辞退をされる業者もおります。その場合は辞退理由を書かせております。多いのは、今回の業務については人員が配置できないとか、それから人材確保が困難であるとか、現場の調整が難しいとか、他の事業との調整が困難とか、こういった理由でございます。辞退した業者におきましては、次の指名のときにどうするかということでございますけれども、理由によってはやはり指名をしないということもございます。

○4番（板垣洋子） 契約については、失礼いたしました。上に、委託件名のところに書いてありましたので、そこを見ていなくて申しわけございませんでした。

そうしますと、18ページの契約金額というこの額は、今年度の予算ではこれを全部払うわけではないわけです。そのあたりを今年度払う額は幾らになるのか教えてください。

それから、随意契約については、入札経過、契約理由を読みますとわかるんですけども、先ほど御説明がありましたように特命随意契約とか指名競争見積、それから入札をしながらも業者がいなかったときに交渉して随意契約になるという説明がありましたけれども、幾つか随意契約するに当たっての条件というか、要件が決まっているようなので、例えばそのようなものを一覧にしてお示ししていただくことはできないのかお尋ねをします。

それからホームページの更新については、できる限りスピーディーにやってくださるということで理解しましたけれども、柳泉園議会の条例についてとか、この議会の議事録についても一切ホームページではないので、以前にも質問したのではないかなというところの確認が、そういうものがあれば私もわかりますし、一般市民の方にも理解が広がるのではないかと思いますので、まだしていない部分についても情報公開していただけるように御検討していただきたいので、そのあたりももう一度御答弁をお願いいたします。

○資源推進課長（佐藤元昭） 18ページの契約金額ですけれども、こちらは3年間通しの金額になります。ですから、今年度支払うのは、簡単に言うと6分の1。3年間ですので3分の1にしてもらったものが年間の支払額で、今年度は10月1日からですから、半年間ですのでその半分ということで、2,753万1,000円を支払う予定でございます。

○総務課長（新井謙二） 契約方法の記載の件でございますけれども、こちらにつきましては、できるだけこの表の中で、こういった経過だったので交渉の結果随意契約になったとか、そういうふうな方向で進めたいと思っております。わかりやすいように、そういった方法をとっていきたいと思っております。

○管理者（馬場一彦） 条例ですとか議事録ですとか、過去からもそういった議論が少しおありだということでもあります。ホームページの容量の問題等もあるかもしれませんし、

少し確認させていただきたいと。条例とか議事録、方法も含めて、市町村ではもう行っておりますので、できないことはないというふうに考えておりますが、何が今ネックなのかということも整理して、やる方向で検討させていただければというふうに考えております。

○4番（板垣洋子） ホームページの情報公開については積極的によろしく願います。写真がないので、容量も、素人の私が考えても大丈夫ではないかなというふうには思います。

それから長期継続契約のところ、契約金額はわかるんですけども、では今回出された資料に対して、今年度の予算の中では幾ら払われるということも書いていただけるとより理解がしやすいかなと。予算を私たちはいただいておりますので、既にこれでどのくらい今年度は使われるのかなというのが、単純に6分の1でいいのかどうかも、書かれていないとわかりませんので、そのあたりもよろしく願います。終わります。

○議長（森田正英） ほかにございますか。

○9番（西上ただし） 先ほど小金井市の報告で、平成22年4月に可燃ごみ処理量1万4,000トンが多摩川とほか2つの団体で1万トン、国分寺市に今4,000トンの交渉中ということで御報告があったわけですが、前回、いわゆる小金井市の対応について柳泉園組合としては毅然とした態度をとっていくという報告があったわけでありまして、今回の報告について、そこら辺についてはおっしゃっていなかったわけですが、国分寺市との交渉がだめになったときということを想定したときには、小金井市から具体的にどのような要請があると考えているのか、そこら辺のことをお話しいただければと思います。

また、二枚橋の処分場についても、隣接の調布市、府中市からまだ了解を得ていないという状況の中で、まだ問題はこじれつつあるという認識に立っているわけですが、今後の方向性について教えてください。

それと、既に御説明があって了解しているわけですが、工事請負契約、先ほどの2ページ、見積もりの段階で最終的に随意契約に至ったというところが、私もこの資料を見てわからなかったところでありまして、先ほどの総務課長の御説明で十分わかったわけですが、今後はぜひわかりやすい表示の仕方をお願いしたいと思います。

○助役（森田浩） 小金井市への支援の関係でございますが、小金井市がお見えになられたときには、残りの4,000トンの処理については国分寺市のほうへ協議していますと。国分寺市が今後小金井市と一緒にごみ処理をしていくということなので、なぜ国分寺市が

態度を留保しているんだらうということでお話をさせていただきましたが、小金井市からは現時点においては国分寺市が小金井市のごみを受け入れるよう言われておりますが、国分寺市が暫定予算なものですから受け入れの結論を出せないというお話でございました。

それから柳泉園の小金井市への広域支援のあり方でございますが、これは過去からいろいろ議会等でも議論いただいているところでございます。また、22年度の広域支援について、柳泉園組合にも支援の要請がございました。柳泉園といたしましては、以前からの議会、また地域自治会との協議の結果を受けまして、小金井市が21年度中に新焼却施設の用地を決定されなかったために、柳泉園としましては今後引き続いての支援はできませんという形でお話しさせていただいているとおりでございます。現在小金井市がいろいろ関係する、具体的には調布市、府中市のほうに、二枚橋跡地の活用を図りたいという計画が、両市の市民、また議会等にもいろいろお話しされるんだと思いますが、それがきちんと了解され、公に説明責任が果たせる状態になったら、小金井市が新焼却施設の用地をある程度決定に向けて動き出したということで、柳泉園としても新たな展開という時点になるのではないかと思います。そのときには改めてまた小金井市から、柳泉園に限らず、広域支援のお話が改めてあるのではないかと想定はしてございますが、今のところではそういう動きは全然ございませんから、柳泉園といたしましては、引き続き小金井市のごみは支援をすることはできないとお話をさせていただいているところでございます。

○議長（森田正英） 暫時休憩します。

午前11時10分 休憩

---

午前11時20分 再開

○議長（森田正英） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

引き続き、質疑をお受けいたします。

○5番（保谷清子） それでは、3点質問いたします。

ページ、6ページです。有害ごみ搬入状況ですけれども、清瀬市と東久留米市と西東京市と、搬入量の合計がこういう状況になっているんですけれども、清瀬の人口と東久留米と西東京の人口が大きく違ってしまっていて、清瀬が7万4,000人くらいでしょうか、東久留米が11万6,750人、西東京は19万5,260人となりますと、この有害ごみ搬入量が、いわば人口に全く応じていないような状況になっていると思うんですけれども、これはそれぞれ各市の状況というのがありますが、どのような状況でこういう合計額になって

いるのか、もしおわかりでしたら教えていただきたいと思います。

また、どのように処理をして、処理費用などはどのくらいになるのか、わかりましたら教えていただきたいと思います。

あとは契約のところですけども、契約の7ページです。先ほどの御質問で大体わかったんですが、特に7ページの契約は、辞退が、7社のうち6社になっているところなんです。人員配置ができないとか、人材確保が困難であるとか、現場の調整が難しいとか、いろいろ理由があったわけですけども、1回目はいつで、2回目はいつで、人員確保とか人材確保というのはあらかじめわかるものではないかと思うんですけども、そのことについてどうお考えなんでしょうかお尋ねしたいと思います。

次に、東村山市の可燃ごみ焼却要請の件ですけども、スケジュールなどはどのようになっていますでしょうか。市民の方への説明とか、いろいろあると思いますが、そういうことをどのように行われているか教えていただきたいと思います。

○資源推進課長（佐藤元昭） まず初めに、有害ごみの人口割で比較した場合の差なんですけれども、申しわけございません、私のほうはなぜこの差が出るのかわかりません。申しわけございません。分析できればしたいと思います。申しわけないです。

それと処理費ですけども、単価契約をしております、当初予算額が、廃乾電池が95円、廃蛍光管が120円、廃乾電池は今まで随意契約でやっていたんですけども、業者が複数社、3社、指名参加登録されましたので、入札した結果、キロ当たり69円の単価となりました。蛍光管に関しましては、業者が1社しかおりませんので随意契約といたしまして、前年度と同額の105円で契約しております。

○総務課長（新井謙二） 辞退の件でございます。辞退につきましては、入札当日の辞退というのがございます。これにつきましては、札を入れまして、そこに辞退という形で返ってきますので、開札して初めて辞退ということがわかります。もう一つは、事前に辞退ということがございます。入札が始まる前までの日です。これにつきましては、文書によって辞退ということがきます。その文書の中には、先ほど申した人材確保が困難であるとか、そういった理由が書かれております。議員おっしゃる7ページにつきましては、2回目の応札時に辞退なものですから、入札書にそれぞれ辞退と書かれております。その前の6ページでございますけれども、こちらの例を申しますと、高杉商事株式会社が辞退をしております。これについては事前に辞退、辞退の理由としては人材確保が困難である。その下のアイテック株式会社でございますが、こちらにつきましては入札の当日に辞退し

ております。

○助役（森田浩） 東村山市の支援の関係でございますが、お見えになってお話をされた時点におきましては、まだ予定でございますという前書きでお話を伺ったものです。それで、今後9月議会に議案として契約案件を予定しているので、事前にまた改めて正式にお話に上がりますというお話でございました。ただその中で、当日お話しされた内容におきましては、支援の要請は、先ほど行政報告でお話しさせていただいたとおりでございますが、具体的には22年の10月から23年の3月までを工期としたいということでございまして、この工期の間におきまして、秋水園は2炉稼働しているわけでございますが、その2炉の共通部分の改修工事の場合には、どうしても2炉とめなければいけないと。それが13日間くらい予定されているので、その間はどうか広域支援でお願いできないかという計画を今持っていますというお話でございました。また改めて正式にはお話に上がりたいということでお聞きしたところでございます。

○5番（保谷清子） 有害ごみの件ですけれども、各自治体どのような状況でこうなっているのかわからないということですが、金額的にも大変かかっているものですので、やはりごみ量を減らすという点からは、減らしているところがどのような状況かということなども分析していただければということで要望させていただきます。

あと、7ページの契約の件ですけれども、例えば富士建物管理とか、いろいろ辞退したところがありますが、それぞれのところで事前に辞退とか、わかりましたら教えていただきたいと思っております。そして予定価格より、辞退したところは大変多くなっているんですけども、人材確保が困難であるなどという理由からいくと、この予定価格が適切であったのかどうか。人件費の支払いなどで、この予定価格が困難であったのかどうかということも少し思いますが、その点についてはどのようにお考えでしょうかお願いいたします。

あと、東村山市の可燃ごみ要請の件ですけれども、まだはっきりしていないということで、これも丁寧な御対応をお願いしたいと思って終わります。

では、入札の件だけお願いします。

○総務課長（新井謙二） 7ページの辞退の件でございますけれども、こちらにつきましては、1回目全員応札されております。2回目につきましては、株式会社オーエンス以外はすべて辞退でございます。その辞退の理由についてはわかりません。先ほど辞退の理由がわかるという場合におきましては、事前の辞退でございます。今回におきましては事前ではなく、1回目応札をして、2回目辞退ということでございます。



あと予定価格の件でございますが、担当のほうでまず積算いたしまして、それをもとに予定価格を決定しております。

○議長（森田正英） ほかに質疑ございますか。

○2番（沢田孝康） 皆さん、入札の関係を質問していますので、わからないところを少し質問したいと思います。先ほど原議員からあった、2ページ目の随意契約の件ですけれども、これは5カ月間の契約です。ことしの8月30日までなので、8月30日までは随意契約でいきますよと。9月1日からの契約については、今年度、まあ8月になるんでしょうけれども、また入札をするということになるんですか。そのときに、来年の3月31日までの契約についてまた指名競争入札をするということになるんでしょうか。

それと、原議員の質問にまた関連するんですけれども、11と12の9月30日までの契約がありますよね。これを18ページで一本化したということになっていますが、11ページ、12ページの契約金額は、それぞれ1,417万5,000円と1,995万円になっています。これは半年間の契約で、今回の17ページは3年間、長期継続契約です。ですから、半年間の契約を一本化して3年間の契約にしたわけです。ですから、この2本の業務内容は、すべて加味された上で3年間の長期継続契約をして、この金額で落札をしたということによろしいわけですよ。それを少し確認したいと思います。

それと、17ページに戻りますが、この契約については4月9日から3月31日までの1年間の契約になっています。サンテクノがとったんですが、入札日が4月9日です。4月9日に入札して落札しました。入札が4月9日で、期間は4月9日から。（「4月8日」と呼ぶ者あり）4月8日が入札で、契約期間は翌日からです。ということは、昨年度、要は4月8日までの委託をされていた請負業者はどちらだったんでしょうか。サンテクノだったんでしょうか。素人の考え方で申しわけないんですけれども、入札をして、落札結果が出て、翌日から仕事ができるという、こういう話です。これでこのサンテクノは何の支障もなく、引き継ぎもなく、すべてできるということになるわけです。このあたりは仕事の内容にもよると思うんですけれども、そういう契約になっているわけですね。この説明を少しお願いしたいと思います。

それと、先ほどの小金井市の関係ですけれども、国分寺市に要請をしていて、これがまだわからないということですが、柳泉園は2年間にわたって支援をしてきました。その段階で、要は小金井市としては決定をされなかったと。次の施設の建設についての用地が決定しなかったの、約束事なので、柳泉園としては受け入れませんよということに

なったわけですが、今回、東村山市で秋水園の老朽化に伴って、合計で13日間、1,011トンを受け入れるということになりました。これは、一般的な見方としては、秋水園が困っているから、東村山市が困っているから請け負いましょうということで、これはまだ東村山市が9月の議会で決定するかしないか、契約案件ですから、請負契約ですから、これが決定しないと正式には決まらないと思いますが、一般的にいうと、私は人道的支援だと思います。ですので、東村山市から工事があるので受け入れてくれませんかということで、では柳泉園としては東村山市の動向を見ながら、最終的には引き受けましょうという人道的な支援だと私は思います。一方で、小金井市からは、一応は二枚橋で決定をしましたがけれども、府中市と調布市からまだ了承を得ていないと。これは相当もめると思います。ですから、そうなったときに、今受け入れている八王子、昭島、国分寺も含めた処理団体が、これだけ長引くんだったらうちも厳しいよという話が出ないとも限らないわけです。そうなったときに、小金井市のほうから改めて、柳泉園さん何とかお願いしますよということである可能性はないとは言えないと思います。そのときに、確かに2年間は受け入れました。その後、要は二枚橋でいきたいという決定を小金井市としてはしました。ですので、候補地は決定したわけです。時期はずれましたけれども、候補地は決定しました。私たちとしても何とか二枚橋でやっていきたいということで打診が来ました。ですから、それが決定するまでの間、何とか柳泉園さんお願いしますよという話があるということなんです。そのときに、今回の東村山市の件を引き受けた場合に、私は、これは人道的な支援だと思いますから、前の約束を果たせなかったから私たちは一応2年間はやりましたけれども、あとはできませんという回答をしましたというふうに柳泉園側として言ったとしても、言葉を返すようで申しわけないんですけども、東村山市のごみについては引き受けなされたのではないですか。私たちもぜひ人道的支援の立場から引き受けていただけないでしょうかという話がないとも限らない。同じ人道支援という言葉が使われたときに、柳泉園としてそれをはじけるような理由づけができるのかどうかというのが、私、ひとつ不安に思っているところです。これは、柳泉園が今運営していく中で、成立していく中でさまざまな経過があったわけですから、今回の東村山市のごみの引き受けについても、当然住民の方々に説明する必要があると思います、経過も含めてですね。9月議会で請負契約が可決すれば、その段階で柳泉園は判断を迫られるわけですから、そのときに住民の方々にきちんと説明をしなければいけない。1,011トン受け入れますよという説明をしなければいけないですから、そのときに住民の方々が、それはどうなんですかと。

確かに人道的な支援だということで柳泉園側から説明は受けますけれども、であれば、小金井市はどうするんですかと住民の方々から話が出ないとも限らないわけです。今後この経過があるわけですが、この点について、柳泉園側としてどういうふうに対応していくのかということについてお聞きしたいと思います。

○技術課長（涌井敬太） まず、資料2ページのクリーンポートごみ・灰クレーン定期点検整備補修ということでよろしいでしょうか。こちらは工事の契約でございまして、工事の期間が4月1日から8月30日までということでございます。よろしくお願いいたします。

それから少し飛びまして17ページ、ボイラー薬注及び排水処理管理業務委託の件でございます。こちらにつきましては、昨年度の契約業者は住重環境エンジニアリング株式会社というところと契約させていただいております。昨年も同様に入札をいたしました。それで、契約の期間、契約日等の件でございますが、入札をいたしましたのは、下段に書いてあります4月8日、その日に入札をいたしまして、落札したサンテクノサービス株式会社と契約の話をして、翌9日に契約書を持ってまいりましたので、同日から契約期間、4月9日から年度末の3月31日までの契約にさせていただきました。それから、4月1日から4月9日までの間でございますが、運転業務のように毎日実施するものではございませんので、月に2回から4回ということでございますので、この間、あいておっても支障はないということで、年度に入りましてから入札をさせていただいたということでございます。

○資源推進課長（佐藤元昭） 粗大ごみ処理関係の11ページと12ページ及び18ページの件ですが、これは、20年度に入札を行っておりますので、今までの柳泉園組合の内規で言えば、21、22年度までは、変更がなければそのまま契約できるものでございましたが、粗大ごみ処理施設に関しましては、おおむね3年間は施設の更新等はないだろうということで、2つの委託を1つにすれば経費も節減できるだろうということをもとに検討した結果、ダンプの関係がありますので、4月1日からではなく、10月1日の委託開始という形での長期継続契約とさせていただいておりますので、11ページと12ページの予定価格は、それぞれ前年度の契約金額の半額、半年間ですので半額となっております。

○管理者（馬場一彦） 小金井市の件と東村山市の件ということでしたけれども、小金井市のほうは、今御指摘のとおり過去2年間させていただいて、その後は近隣住民の方、ま

た柳泉園議会の皆様からの御指摘、御提言を受けて、柳泉園としては小金井市の状況がはっきりしない中ではやらないということが過去の議論の中で積み上げられて、そういった方向性になっているというふうに認識しております。それは基本的に今後も変わらないということは、先ほど助役のほうから報告の中でさせていただいたかと思っております。

東村山市に関しましては、人道支援ではございません。これは、多摩地域ごみ処理広域支援体制実施要綱の中の16条、協力の必要な事態の中の(2)ということで、事前予測可能事態、施設の定期点検整備、または改修工事、更新、新設であらかじめ計画された事態をいうということで、こういった状況の項目に当てはまりますので、実施要綱に従って東村山市のごみの処理を支援するということでもあります。

○助役(森田浩) それからもう一点、小金井市から、国分寺市等と協議をしている段階で、それを受けて、小金井市から改めて今後の対応についてということでお話があった場合には、柳泉園としてどのような対応なんですかという御質問がございましたが、なぜ今柳泉園が小金井市のごみの焼却を中止しているかといいますと、議会、また地域住民の方々との合意のもとに、21年の2月までに新焼却施設の建設用地が、お約束どおり決定できなかったから、約束を履行していただかなかったために支援はできませんということで今中止させていただいているというのが経過でございます、それでは今後、小金井市がどういう状況になった場合に、支援するかしないかはまた別の話といたしまして、議会なり関係の近隣住民の方々にお話しする段階とはどういう場面ですかと前に議会で御質問いただいたときに、当時の管理者の答弁といたしましては、支援の条件とした候補地の決定等は、現在、小金井市が市民検討委員会で答申を受けて、小金井市として関係自治体、調布市、府中市を含めた全体の理解が得られて、なおかつ当組合として関係団体等に対しましても、小金井市がこういう状況ですべての条件が整って最終的に建設地が決定されたということが、柳泉園組合としても責任を持って説明できるような状況になって小金井市から改めて支援の要請があった場合には、何らかの対応も考える必要があるでしょうと、前の管理者はそのような答弁をさせていただいた経過がございますから、柳泉園としてはそのような形で今後も対応していく予定でございます。

○2番(沢田孝康) わかりました。契約の件は、私のほうもよく見ていなかったところがあったので申しわけなかったと思いますが、契約の件は、説明はわかりますけれども、例えば長期継続契約の場合に、3年間という契約になりましたけれども、ほぼ長期継続契約は3年間です。3年間で、この額で決まったということであると思うんですが、この長

期継続契約の中に、3年間だけれども、年度ごとに契約金額については見直しをするみたいな、そういった項目はないんですか。こういった項目をつけているのであれば、つけているとおっしゃっていただきたいし、もしなければ、それはないというふうに答えていただければいいんですけれども。

それと、柳泉園と小金井市との関係については、当時の管理者の答弁はわかりました。東村山市のごみの受け入れについては、広域の協力の実施要綱の16条ということで今管理者から話がありましたけれども、であれば、小金井市のごみの受け入れは実施要綱には当てはまらないやり方で、2年間のごみを受け入れたという理解でよろしいのでしょうか。この2点だけお聞きしたいと思います。

○総務課長（新井謙二） まず長期継続契約の件でございます。これにつきましては、複数年の契約になりますので、必ず契約約款には委託期間中であっても、この契約を締結した日の属する年度の翌年度以降において、この契約にかかわる歳出予算の減額または削除があった場合は、この契約を変更または解除することができるという文言は必ず入れております。どうしてかといいますと、債務負担行為のように議会の承認を得ておりませんので、あくまでも単年度予算については審議いただいて議決をしておりますが、それ以降につきましては予算が確定しておりませんので、必ずこういった文言を契約約款のほうに載せております。

○助役（森田浩） 小金井市に対します広域支援の経過でございますが、あくまでも小金井市があのような広域支援を受けなければ焼却ができない。二枚橋衛生組合が炉をストップしたことによりまして、小金井市のごみの焼却が不可能となったということに関しまして、小金井市から広域支援でお願いしたいという申し出が多摩地域のごみ処理広域支援体制実施要綱に基づいて要請があったわけでございます。ここに加盟しております26市、また一部事務組合の全体会議の中でいろいろ議論した結果、一部にはこれは広域支援には該当しないだろうというお話もございました。ただ、実態問題として焼却する場所がないということで、東京都からも協力してほしいという依頼がありまして、広域支援に該当するんだということで今まで各団体とも支援してきた経過がございますが、非常に微妙なんですけれども、その後いろいろ検討して、市長会等でもいろいろ議論されたようでございますが、結果を見ますと広域支援には該当しないのではないかというところを受けまして、今回、この多摩地域ごみ処理広域支援体制の実施要綱の見直しを図ろうではないかというところにきたわけでございます。それで、今、小金井市が置かれている状況においては、

広域支援には該当しないけれども、何らかの形で支援していくのが三多摩のあり方ではないかというところを踏まえまして、要綱の見直しがされ、現在、小金井市が置かれている立場の支援のあり方をきちんとこの要綱の中に22条として新たに条項を設けまして、要綱に当てはまるような形の中で今支援を行っているという経過をつくっているわけでございます。それで、先ほど管理者から話がありましたけれども、16条はあくまでも広域支援の正当なあり方でございますが、16条に該当しない支援のあり方として22条を設けまして、少し読ませていただきますが、第16条に規定のない事態が発生した場合の支援にあつては、東京都市町村清掃協議会とか三多摩清掃施設協議会の開催を行って、支援の必要性を認定した後、支援可能な市町村長等の同意をもって暫定的な支援を行うことができるという条項を1項設けました。したがいまして、小金井市の支援に当たっている八王子市と昭島市等につきましては、この22条に基づいて支援を行っているということでございますので、当時、柳泉園が行っていたのは広域支援だったんですかということですが、その時点においては広域支援でしたというしか答弁のしようはございません。

○2番（沢田孝康） 助役としても答弁苦しいのかなと思いますが、今の経過というか、16条によらない、22条を新設して小金井市のごみ処理に対応したという経過だと思うんです。その経過がわかるもの、要は実施要綱、改正前と改正したときの新旧対照表みたいなものがあるのであれば資料としていただきたいと思っておりますので、よろしく願います。

それと入札の関係で、長期継続契約ですけれども、今、約款としてあるということですが、3年間の契約をいたしました。例えば仕事が、見込みの仕事量からするとそうではなかったという実績があった場合に、翌年度以降の契約として若干下げてもらえないかとか、思ったよりも仕事量が多かった。翌年度については、業者側から少し契約金額をふやしてくれないかという話は、年度の最後のときに出てくるのではないかなと思うんですけれども、柳泉園側としてもそういう話を出さなければいけないのではないかなと思うんですが、そういった協議を持てる場はあるということですか、約款を見る限り。いかがでしょうか。

○総務課長（新井謙二） ただいまの件でございますが、先ほど申したように契約約款にはそのような文言を入れまして、もう1項は、同じ条文でございますが、前項によりこの契約を変更または解除しようとするときは、2カ月前までに受託者に通知しなければならないという文言はございますが、長期継続契約というのは、契約期間中にそういった変更がないものということが限定はされているんですが、ただ、議員おっしゃるとおり、もし

かしたらそういったことが起こり得るかもしれませんので、そういったことについては相手方と協議すべきではないかと考えております。

○議長（森田正英） ほかに質疑ございますか。

○1番（小山慣一） 質問項目、大分用意してあったんですが、いろいろな契約の関係とか、ダブりますので、3点伺いたいと思います。

1つ目は、前回、第1回定例会で西上議員が質問しておりました資源物の売却でしょうか、たしかアルミ缶等の売却代金が未払い、私の記憶では1,000万円近くあったかと思えます。これが裁判になって、業者名申し上げて恐縮ですが、エル企画ということだったと思いますが、裁判では勝訴したけれども、なかなかそれが回収できない。その会社も財産もない。そして代表取締役でしょうか、その方も財産がない。非常に苦慮しているということで、顧問弁護士である中村法律事務所と今後調整しながら回収に向けて努力したいという助役の御答弁であったんですが、その後、その会社の代表をなさっている方となかなかお話し合いができないような状態だったと思うんですが、その後の経過と今後の対策、この辺について伺います。

それから2点目が、クリーンポートが3基ありまして、1基1日当たり105トンで3炉ですから315トンが可能だというふうに私は認識しているんですが、先ほど技術課長のお話では、理想は1日当たり210トンが適正です、こういうふうな御答弁があったんですが、そこで、3炉あるんですが、2炉は動いていると。あと残り1炉は予備ということで認識しているんですが、1炉の予備は、例えば半年とか1年間ずっと使っていないのか。私は、やはりこういう設備はある程度順番に使わないと機能もしっかりとできないのではないかなと思うんですが、この辺のサイクル、3炉あって、ある程度順番にやっているのかどうかというのが1点。

それからもう一点は、東村山の秋水園の大々的なリフォームによって、約1,000トン、13日間受け入れる方向だということですが、先ほどの質問で1日当たり210トンが適正なんですが、東村山の秋水園からの13日間、1,011トンは、小金井市のごみの受け入れの件とも関連するんですが、210トンの適正というのが、東村山の受け入れ可能な設備なのかを伺います。上田議員も、先ほど過去の経過もあったことは事実ですが、これは別として考えるのも一つの考えかなと思います。ましてや当柳泉園は東村山と近隣ということで、東村山の市民の方々にも、ある意味では御迷惑をかけているので、そういったときには人道的というのかな、広域支援というのかな、思いますので、その辺の受け入れ

が可能なのか伺います。

それから3点目、これは管理者に伺いたいんですが、柳泉園の管理者になって4カ月たつわけでございます。私、前回、第1回定例会の中でも質問させていただいたんですが、清瀬市にある清柳園の件でございます。これも、2月24日、第1回定例会のときに、助役は、前管理者は管理者会議等で副管理者とも御相談して検討していきたいという御答弁でありました。なおかつ副管理者と近いうちにそういう検討の場を持つというお話を、前管理者がしておりましたということでございます。今後、新管理者にお話をさせていただき、それに対応させていただきたいと思っておりますという森田助役の答弁ですが、その後、新管理者はこういうふうなお話をいただいたのかどうか。そして特に引き継ぎはなかったようでございますけれども、現地清瀬市に出向いて視察というのかな、ある意味では見聞というのかな、したのかどうかを伺います。以上、3点です。

○資源推進課長（佐藤元昭） アルミ缶売払代金未収の件でございますが、第1回定例会の後ですけれども、4月14日に青梅市にありますリサイクルセンター、入間市にあります事務所、そして立川にあります自宅に現地確認に行っていました。社長は不在でお話ができなかったんですけれども、リサイクルセンター及び事務所でそれぞれ働いている方がいらっしゃいましたので、連絡をくれるように依頼いたしました。また、自宅のほうでは、私の名刺の裏側に連絡をくれるようにと一筆入れましてポストに投函いたしました。その後連絡はありませんし、何回か電話しているんですけれども、つながらない状況が続いているため、4月30日に顧問弁護士であります中村法律事務所へ今後の対応について再度相談に行っていました。土地建物等不動産についてはエル企画のものではありませんので、リサイクルセンターの機械設備等、恐らくエル企画所有であろうものを確認して、それを今後差し押さえ、強制執行するのかどうかということを検討いたしまして、5月12日に青梅市のリサイクルセンター、入間市の事務所に機械設備及び車両を確認に行っていました。翌々の5月14日に、車両に関しては立川の陸運局へ所有者の確認に行きましたが、やはりリース物件ということでエル企画のものではないということがわかりましたので、12日に行ったときの機械設備等製造番号等確認できるものをいくつかチェックをいたしましたので、今後弁護士と相談の上、時期を見て機械設備等の動産、もしくは預金債権等の差し押さえをいつ行うか、その辺をまた御相談しながら機会を決めたいと思っております。

○技術課長（涌井敬太） クリーンポートの運転の件でございます。御指摘のとおり、1



炉はずっととめておくということではなく、ローテーションを組みながら交代で運転をしております。平成22年度の運転計画で、1炉当たり、約270日の計画でございます。全部とまる時期が12日間、3炉停止の期間がございます。それから1炉当たり、オーバーホールで約1カ月半とまります。そういったことを踏まえまして、それぞれローテーションを組みながら、同じように運転ができるようにしております。

それから東村山市のごみを受けるに当たって、量の関係でございます。平成20年度の処理実績としまして、1炉当たり94トンの処理を実施しております。その実績をもとに、平成22年度の計画としまして、2炉運転する期間が228日、3炉運転する期間が125日と計画しております。94トンと105トン、実際には100トン程度の運転を考えておりますので、その差、1日、1炉当たり6トンということで計算いたしますと、年間約5,000トンの処理が現状の運転をしている中で可能であるということでございますので、東村山市のごみを受けることは十分可能であるということでございます。

○管理者（馬場一彦） ただいまの清柳園の件ですけれども、まだ詳しくは御報告を受けておりませんので、現地の視察等、そういったことは行っていません。

○1番（小山慣一） それぞれ御答弁いただきましてありがとうございました。

1点目のエル企画の件、非常に難しいんですね。車両はリースですから。それから機械の設備がどの程度のものか、これは動産になるわけですから差し押さえ、あるいは強制執行は可能だと思います。この問題が出てからもう2年くらいたつんでしょうかね。これはなすすべというんでしょうか、差し押さえるものが動産、不動産はどうもないらしいということですが、再度伺いますが、例えば機械設備とか動産が可能なのか。

それからもう一つ、強制執行という御答弁もありましたが、強制執行は、例えばどういう内容を想定しているのか伺います。

それから2点目はわかりました。受け入れ可能ですということでございます。年間で約5,000トン受け入れ可能。小金井市を受け入れたときは、たしか年間500トンでしたか、2年か3年受け入れていたと思うんですが、十分可能でございます。それで、受け入れの料金というんですか、柳泉園にとっても逆に言えば、たしか1トン当たり4万5,000円か5万円くらいで受け入れていたという実績があるんですが、柳泉園にとってもかなりの量を受け入れられれば収入になるわけですから、そんな中で広域支援、あるいは人道的支援という面からも、それから近隣、お隣ということからも、ぜひそういう形でもっていただきたいと思います。

それから3点目は、管理者になって4カ月と冒頭申し上げましたけれども、私、毎回質問しているので、なぜこういう思いが私にあるかといいますと、いつもいつも忍びがたいと思っているんですが、すぐそばに柳瀬川という清流が流れていまして、子供のころから魚釣りとか遊びに行った記憶があるものですから、特にスポーツセンター、市民会館があったり、それから名所旧跡も多いところなんです。私、東久留米の住民が、清瀬のことをあだのこうだの言う立場にはないんですけれども、そういう思いがあったものですから、現地は往復で1時間もあれば行ってこられますよ。副管理者であります星野清瀬市長もおいでですけれども、私、今まで星野副管理者にお聞きしたことはないですけれども、副管理者のいろいろな思いもあろうかと思えます。土壌調査とか、いろいろやれば相当なお金がかかって大変だと思えますが、相当な金額がかかるとしても、土壌調査なり解体なり、きちんと将来的に、少なくとも例えば5年とか10年以内にやっていかないといけないと私は思っております。4カ月たつけれども、行っていないということでございます。特に前管理者は近いうちに検討の場を持つと言っていました。助役は、今後新管理者にお話をさせていただくということなので、この辺はどのようにお考えになっているのか伺います。したがって、1点目と3点目を再質問させていただきます。

○資源推進課長（佐藤元昭） エル企画の件でございますが、強制執行というのが結局差し押さえということになりまして、銀行を差し押さえるとなると、差し押さえた時間、執行した時間に預貯金等があれば、その金額について差し押さえできますけれども、その後入ってきたものは差し押さえできないという現状があります。また、うちのほうで、いろいろ入金があるであろう月末にお願いしたいという日にちの指定はできない。ですから、申請してからおおよそ何日間かかるから、逆算して月末に当たるような形での申請をしないとイケない。その辺がありますので検討しております。

また、動産の差し押さえですけれども、動産を差し押さえることによって、相手方は営業できなくなりますので、最悪つぶれるということになりますので、つぶれてしまうと、うちのほうも回収が厳しくなる。見てきた機械設備が幾らで売れるかというものも事前に調べておかないとイケないということを言われていますので、差し押さえ執行にかかる費用分以上、差し押さえた物件の価値がないと差し押さえはできないということですから、それなりの準備も必要ということで、どういう行動をとるのか決定するにはもうしばらく時間がかかるかと思えます。

○助役（森田浩） 少し補足させていただきますが、今、課長から御答弁させていただ

たとおり、いろいろなケースを今考えているんですけども、柳泉園に求められているものは、裁判の勝訴どおりの金額を回収するということが課せられているわけですから、それに向かってどのような方向をとるのが一番適切なのかということ、今、弁護士と調整しているところであります。それで、現地に職員が行って、いろいろ下調べを行っているということでございますので御理解いただきたいと思っております。

それから清柳園の関係でございますが、柳泉園としても大きな課題の一つだということでとらえておきまして、前の議会におきましても御質問いただいて、そのような答弁をさせていただいた経過がございますが、そういう中で、現地調査におきましては、先週も、管理者には御同行いただきませんでした。状況を確認に行ってきた経過がございます。そういう中で、清柳園をどうするのかということにつきましては、具体的な行動をとる前に、事前にその行動に伴う予算、計画、例えば地質調査とか解体等、その想定をしまして、予算的にどのくらいなのかということまで、ある程度の算定はした後でないとなかなか行動に移せないものですから、その辺を至急管理者、副管理者に相談させていただきまして、今後の方向性を出したいということで前にも答弁させていただいております。その経過につきまして、新管理者に私のほうからお話はさせていただいていないというのが実情でございますので、御指摘を受けたわけではないんですが、課題が幾つかございますから、お話をさせていただいて、説明をさせていただきたいと思っております。

○議長（森田正英） ほかに行政報告に対する質疑はございますか。

（「議事進行」と呼ぶ者あり）

○3番（上田芳裕） 先ほどから出ています東村山市と柳泉園組合、あと議会の関係について、過去にどういうことがあったかも含めて、一覧表として、公式書類として議会に提出していただけないでしょうか。住民自治会からの動きも含めて、その辺いかがでしょうか。もちろん、今すぐではなくて結構ですよ。次の議会まで結構です。情報を共有すべきだということの前提で、過去の関係についてお願いできませんでしょうか。

議事進行です。

○助役（森田浩） 経過等文書に残っているものもございまして、その辺を精査させていただいて、まとめられるものにつきましてはまとめさせていただいて、議会のほうに提出させていただくというふうに考えております。

それから、大変申しわけございませんが、先ほど広域支援の要綱、新旧対照表と正規の要綱というもの、今回の議会で提出でなくても、次回の議会ということによろしいですか。

わかりました。

○議長（森田正英） 以上をもちまして行政報告に対する質疑を終結いたします。

---

○議長（森田正英） 「日程第5、議案第7号、柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について」を議題といたします。

それでは、提案理由の説明を求めます。

○管理者（馬場一彦） 議案第7号、柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分についての提案理由について、御説明申し上げます。

本議案は、労働基準法の一部が改正されたことに伴い、関係市において、職員の給与に関する条例の一部が改正されました。当組合職員と関係市職員との均衡を保つため、関係市の改正内容に準じ、柳泉園組合においては平成22年3月31日に本条例の一部改正を専決処分し、同日に公布いたしました。

詳細につきましては事務局より御説明を申し上げますので、よろしくお聞き取りのほどお願いいたします。

○議長（森田正英） 補足説明を求めます。

○総務課長（新井謙二） 補足説明を申し上げます。

労働基準法の一部を改正する法律が改正されたことに伴い、職員の時間外勤務手当の支給割合を改める必要が生じ、関係市においては平成22年第1回定例会において職員の給与に関する条例の一部が改正されました。柳泉園組合においても、関係市との均衡を失することのないよう、その改正内容に従いまして、時間外勤務手当の支給割合等の改正をする必要があり、また同法律の施行日が平成22年4月1日であることから、平成22年3月31日に専決処分をさせていただきました。

なお、時間外勤務手当の支給割合等の改正につきましては、職員組合と3月30日に協定を締結しております。

それでは、議案第7号の4枚目をごらんください。柳泉園組合職員の給与に関する条例の新旧対照表の1ページをごらんください。

第13条第4項ですが、再任用職員においても正規の勤務時間が改正されたことにより、8時間を7時間45分に改め、同条に1項を加えたことにより、文言を整理したものでございます。

第5項の次に1項を加えました。第6項ですが、時間外の勤務時間が、1カ月の合計が

60時間を超えた部分の時間外勤務手当の支給割合を引き上げるため、新たに定めたもの  
でございます。

1ページから2ページでございますが、第6項第1号ですが、時間外勤務手当の支給割  
合を100分の150とし、その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間は100  
分の175とするものでございます。

2ページの第6項第2号ですが、週休日に正規の勤務時間に相当する時間を勤務し、当  
該週以外に週休日を変更した場合、その週休日に勤務した時間外勤務手当の支給割合を  
100分の50とするものでございます。

本条例の施行期日は平成22年4月1日でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（森田正英） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑をお受けいたします。質疑ございますか。

○4番（板垣洋子） 1点だけ。この条例変更による予算への影響を御説明ください。

○総務課長（新井謙二） 予算の関係でございますが、昨年度実績で申し上げますと、  
60時間以上を超えた職員が1名ございます。ただ、今回の法律の改正の目的は、長時間  
労働の抑制と労働者の健康を保持するということでございますので、22年度におきまし  
ては、60時間を超えるような勤務をしないようにということで対応します。

○議長（森田正英） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田正英） 質疑なしと認めます。

以上をもって議案第7号、柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の  
専決処分についての質疑を終結いたします。

これより議案第7号、柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決  
処分についてに対する討論をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田正英） 討論なしと認めます。

それでは、討論を終結いたします。

これより議案第7号、柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決  
処分についてを採決いたします。原案賛成者の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（森田正英） 挙手全員であります。よって、議案第7号、柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分については、原案のとおり可決されました。

---

○議長（森田正英） 以上をもって本日の日程はすべて終了いたしました。

これにて平成22年第2回柳泉園組合議会定例会を閉会といたします。

午後12時27分 閉会

---

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

柳泉園組合議会議長 森 田 正 英

議 員 保 谷 清 子

議 員 鈴 木 久 幸